

一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会

社員の入退社に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会（以下「当法人」という。）定款第7条から第15条の規定に基づき、当法人の社員の入社及び退社に関し必要な事項を定める。

(入社手続)

第2条 当法人に社員として入社しようとする個人又は団体は、公益財団日本ラグビーフットボール協会 (<https://rugbyfamily.jp/>) 新登録管理システムにて登録申し込み手続きをしなければならない。

2 前項の入社の申込みがあったときは、理事会は、入社希望が当法人の社員資格を満たしているか否かを調査の上、入社可否について決定し、これを入社希望者に通知する。

(入会金及び会費)

第3条 新たに社員となる者は、入社の際に、会員及び会費規程に定める入会金及びその年度分の年会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第4条 入社した社員は、事務局において管理する社員名簿に登録する。

2 社員は、社員名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事務局に対し、当該変更の旨を届け出なければならない。

(退 社)

第 5 条 社員は、いつでも公益財団日本ラグビーフットボール協会新登録管理システム (<https://rugbyfamily.jp/>) の退社届を提出することにより、退社することができる。

- 2 前項の場合、既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(補 則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

以上

令和 5 年 6 月 1 日施行

一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会

会員及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県ラグビーフットボール協会（以下「当法人」という。）定款第7条、第9条及び社員の入退会に関する規程第3条の規定に基づき、当法人の会費等に関し必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員は、次の4種とし、(1)の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、当法人の目的に賛同して当法人に入会した者
- (2) 市町村等会員 特定の市町村等において当法人と同様の目的をもって設立された団体であって、当法人の規程条件を満たす者
- (3) 特別会員 当法人の規程により理事会から推薦された個人又は団体であって、特別会員になることを承諾した者
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(年会費)

第3条 第2条(1)の会員は、公益財団日本ラグビーフットボール協会新登録管理システム (<https://rugbyfamily.jp/>) に定める年会費を当法人に納付しなければならない。

上記金額は当法人の社員総会で特に必要と認める場合には、その承認を

得て増額することが出来る。

(諸費用の負担)

第4条 当法人の会員は第3条に規定された年会費以外に、別に定める当法人個人会費及び日本協会、関西協会、愛媛県スポーツ協会が規定する諸費用を、理事会の承認を経て納入するものとする。

(競技者個人登録)

第5条 当法人の会員はチームを構成するメンバーに対し、日本ラグビーフットボール協会の定める競技者個人登録を行わなければならない。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

以上

令和 5年 6月 1日施行